

第21回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

新株予約権の状況

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

連結注記表

個別注記表

(2019年3月1日～2020年2月29日)

R P Aホールディングス株式会社

上記の事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://rpa-holdings.com/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議日		2016年1月25日	2017年5月23日
新株予約権の数		82個	295,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,100,000株 (新株予約権1個につき50,000株)	普通株式 2,950,000株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 600円 (1株当たり 60円)
権利行使期間		2018年1月26日から 2026年1月25日まで	2019年5月24日から 2027年5月23日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 48個 目的となる株式数2,400,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 112,000個 目的となる株式数1,120,000株 保有者数 2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名	—

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。但し、新株予約権者が権利行使時において当社株主の地位を有する場合、又は当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
4. 新株予約権者は、行使期間に関わらず、当該株式が日本国内の証券取引所に上場された後1年を経過する日まで、その権利を行使できない。
5. その他権利行使の条件は、当該新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 2017年5月30日付で普通株式1株につき5,000株、2018年12月1日付で普通株式1株につき5株、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
2018年10月18日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）は、すべての行使が完了しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行する。

ロ コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査担当が内部監査を実施する。

ハ 内部監査担当及び監査等委員にコンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。

ニ 反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査等委員が閲覧可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査担当及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。

ロ 全社横断的なリスク管理活動を推進するため、当社代表取締役をコンプライアンス・リスク責任者として、リスク管理活動を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により権限委譲及び意思決定手順を明確化する。

- ロ 取締役等を構成員とする経営会議を設置する。
 - ハ 取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社グループは、「コンプライアンスポリシー」を制定し、当社グループ各社の取締役は自らこれを遵守する。
 - ロ 監査等委員会監査規程及び内部監査規程により、監査等委員会監査及び内部監査の対象を当社グループ全社と定め、当社グループ全体の法令及び定款の適合性評価を行うものとする。
 - ハ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時に的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を求めるものとする。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員からの要望があった場合は、監査等委員補助者を置くものとする。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員補助者の人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制
- イ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
 - ロ 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員に対し報告を求めることができる。
 - ハ 内部監査担当は、内部監査の実施状況を監査等委員会に対して報告する体制を整備する。

- ニ 関係会社管理規程、コンプライアンス・リスク管理規程、事故・不祥事等対応規程により、適正な報告がなされるよう体制を整備する。
 - ホ コンプライアンス内部通報規程を設け、報告による不利な取り扱いを禁止する規程を整備するなど、報告者に不利な取り扱いがなされないことを確保する体制の整備に努めております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。
 - ロ 監査等委員と代表取締役との間で定期的に意見交換会を開催する。
 - ハ 監査等委員は、会計監査人もしくは内部監査担当との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当事業年度において、取締役会を23回開催しました。取締役会では活発な議論及び意見交換がなされており、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経営計画の評価・分析・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性を確保いたしました。

当事業年度において、監査等委員会を14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行いました。監査等委員会は、取締役会等重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、稟議文書や取引契約書の監査を含む取締役（監査等委員である者を除く）の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。また、監査等委員は、取締役、内部監査担当及び会計監査人等と定期的な会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時に的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を当社経営管理部に求めることとしております。また、子会社の事業運営に関する重要な事項については、当社取締役会への報告又は承認を必要とするなど、子会社の管理・運営に努めました。

当社グループの役職員に対して随時コンプライアンスの重要性に関する情報を発信するとともに、グループ全体を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの意識の向上と実効性の確保に取り組みました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称 R P Aテクノロジーズ株式会社
オープンアソシエイツ株式会社
株式会社セグメント
株式会社ディレクト
株式会社R P A BANK
リーグル株式会社
R P Aエンジニアリング株式会社
- ・連結の範囲の変更 株式会社R P A BANKは、当連結会計年度において新設分割により設立したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 R P Aホールディングス新株予約権信託
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 R P Aホールディングス新株予約権信託
株式会社MAIA
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

・仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 変動報酬引当金 業務委託先に対する報酬のうち、未確定の報酬の支出に充てるため、支出見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、5年間で均等償却しております。なお、金額的に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の損益として処理することとしております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（2018年3月26日 2018年法務省令第5号）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産区分に表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 73,861千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 (千 円)
東京都港区	本 社	建物附属設備	31,898
		工具器具備品	4,228
		その他	9,001
東京都港区	遊休資産	ソフトウェア	14,200
		ソフトウェア仮勘定	18,713

当社グループの資産グループは管理会計上区分している事業区分に基づいた区分で行い、本社については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから主に共用資産としております。

本社については、当連結会計年度において本社移転の意思決定をしたことに伴い使用が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

遊休資産については、一部のシステムサービスの提供を終了したこと及び事業計画の見直しに伴い事業を中止することを決定したことで当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	26,850,000株	31,508,500株	－株	58,358,500株

(注) 増加株式数のうち、4,658,500株(分割後)は2019年4月から2020年2月にかけて行われた第1回、第2回及び第5回新株予約権の行使に伴う新株の発行によるものであります。上記以外は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことによるものであります。

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,879,500株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、事業規模の変動等に伴い運転資金が必要となる場合や新規事業計画及びこれに附随する投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、社債及び銀行借入により調達しております。

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に従い相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

敷金は、事務所賃借に伴う敷金であります。これらは、差し入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差し入れ先の信用状況を把握するとともに、定期的にモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち、一部は金利変動リスクに晒されておりますが、急激な市況の変化が生じた場合には、期限前返済や条件変更等を適時に行う方針であります。

また、買掛金及び借入金については支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき経営管理部が支払予定を管理する体制としております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	12,394,441	12,394,441	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,313,198	1,313,198	—
(3) 敷 金	331,321	334,396	3,074
資 産 計	14,038,961	14,042,036	3,074
(1) 買 掛 金	848,016	848,016	—
(2) 未 払 金	227,192	227,192	—
(3) 未 払 法 人 税 等	29,700	29,700	—
(4) 短 期 借 入 金	1,000,000	1,000,000	—
(5) 社 債（※）	900,000	902,865	2,865
(6) 長 期 借 入 金（※）	1,359,250	1,359,239	△10
負 債 計	4,364,159	4,367,014	2,855

（※）1年内償還または返済予定の金額を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年2月29日)
非上場株式	650,332
投資事業有限責任組合への出資	148,304

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 224円50銭
(2) 1株当たり当期純利益 0円31銭

(注) 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によ
 っております。

(6) 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（2018年3月26日 2018年法務省令第5号）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産区分に表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 73,861千円
 上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 4,925,542千円
 ② 短期金銭債務 1,790千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	1,062,480千円
営業費用	102,129千円
営業取引以外の取引高	38,882千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 (千 円)
東京都港区	本 社	建物付属設備	31,898
		工具器具備品	4,228
		その他	9,001

当社の資産グルーピングは管理会計上区分している事業区分に基づいた区分で行っております。

本社については、当事業年度において本社移転の意思決定をしたことに伴い使用が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	16,269
賞与引当金	1,990
未払費用	298
敷金(資産除去債務)	7,491
減損損失	13,820
関係会社株式評価損	21,494
貸倒引当金	80,327
その他	743
繰延税金資産小計	142,436
評価性引当額	△ 102,190
繰延税金資産の純額	40,246

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金の益金不算入	△ 41.3%
住民税均等割	0.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
評価性引当額の増減	11.4%
その他	△ 0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.9%

5. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
子会社	RPAテクノロ ジーズ株式会社	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託(注2) 資金の貸付 利息の受取(注3)	547,644 1,000,000 11,079	営業未収入金 短期貸付金 未収入金	50,220 1,000,000 16,318
	RPAエンジ ニアリング株式 会社	所有 間接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託(注2) 資金の貸付 利息の受取(注3)	122,688 100,000 1,301	営業未収入金 短期貸付金 未収入金	11,423 100,000 2,169
	株式会社セグメ ント	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託(注2) 資金の貸付 利息の受取(注3)	141,008 500,000 5,835	営業未収入金 短期貸付金 未収入金	8,581 500,000 6,742
	株式会社ディレ クト	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託(注2) 資金の貸付 利息の受取(注3)	115,800 2,500,000 14,013	営業未収入金 短期貸付金 未収入金	10,615 2,500,000 14,013
	株式会社RPA BANK	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託(注2) 資金の貸付 利息の受取(注3)	37,107 100,000 669	営業未収入金 短期貸付金 未収入金	8,570 100,000 1,296
	オープンアソシ エイツ株式会社	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託(注2) 資金の貸付 利息の受取(注3)	17,520 540,000 5,379	営業未収入金 短期貸付金 未収入金	1,610 540,000 7,527
	リーグル株式 会社	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託(注2) 資金の貸付 利息の受取(注3)	80,712 40,000 601	営業未収入金 短期貸付金 未収入金	7,568 40,000 798

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 価格その他の取引条件は、実勢価格を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
3. 資金の貸付については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	223円99銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円21銭

(注) 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。